

# 愛知県国際展示場コンセッション事業運営支援業務委託 仕様書

## 1 業務目的

本県では、2019年8月、愛知県国際展示場を開業した。本展示場の運営には、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を導入している。

本業務は、公共施設等運営権実施契約において定める事項等について、コンセッション事業の特色を踏まえた円滑な運営を推進するために必要な支援を行うものである。

## 2 業務期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) 事業運営に関する支援

- ・公共施設等運営権制度（コンセッション方式）に関すること。
- ・指定管理者制度に関すること。
- ・施設維持管理運営業務に関すること。
- ・附帯事業運営業務に関すること。
- ・官民連携による需要創造推進業務に関すること。

（官民連携に関する組織体の検討並びに組織体の検討に係る会議への参加及び議事録の作成を含む）

- ・任意事業に関すること。
- ・展示会産業振興基金財源事業に関すること。
- ・中・長期修繕計画に基づく修繕等業務に関すること。
- ・施設の不具合への対応に関すること。
- ・オープンブック方式に関すること。
- ・運営権終了後の対応に関すること。

### (2) モニタリングに関する支援

- ・モニタリング基本計画に関すること。
- ・モニタリングの効果的な実施に関すること。
- ・ガバナンス組織の運営に関すること。（協議会、業務報告会、連絡会議、財務モニタリング及び第三者機関に係る議事録の作成を含む）

### (3) その他の支援

- ・持続可能なMICEに関連する国際認証の取得等に関すること。
- ・コンセッション事業の的確な履行のための法務、財務会計、技術（修繕等業務

及び施設の不具合、通訳・翻訳等)に係る支援に関すること。

- ・県職員及び運営事業者を対象とした各種制度に関する説明会・勉強会の開催(年1～2回程度)。

#### 4 成果物の提出

支援業務全体の実績をまとめた実施結果報告書(A4版)を作成し、当該報告書の電子データとあわせて1部提出すること。ただし、連絡会議や財務モニタリング等に係る会議体の議事録は、開催から特段の事情がない限り1週間以内に提出すること。

#### 5 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置くとともに、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、1週間に一度を目処に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 法務、財務会計、技術(修繕等業務及び施設の不具合)に関する支援業務にあたっては、専門的な知識を有するアドバイザーを各々個別に設置すること。
- (3) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない(あらかじめ県の承諾を得たときを除く)。なお、再委託が必要な場合の県の承諾については、契約締結後、再委託先ごとに個別に行うこととし、県が別に指定する様式を提出すること。
- (4) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (5) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (6) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (7) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること(委託者が提供するものを除く)。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。